

# 総務委員会会議録

平成30年6月26日(火)

(開 会) 10:04

(閉 会) 14:39

## 【 案 件 】

1. 議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)
2. 議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)
3. 議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 柔軟な働き方の試行について (人事課)
2. 平成30年度飯塚市職員採用試験について (人事課)
3. 2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について (都市施設整備推進室)
4. 土地明渡等請求事件の経過について (財産活用課)

---

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます

## ○財政課長

「議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。平成30年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で6億9139万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を614億8839万6千円にしようとするもので、表の下のほうに記載しておりますように、主に当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき事業に係る経費を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金および県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を追加いたしております。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を1億3286万7千円追加いたしております。市債につきましては、私立保育所整備補助事業、橋りょう長寿命化事業、道路整備事業に係る財源として追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、財産管理費、その他の財産管理費では、鹿毛馬小峠にある本市所有地の法面保護に係る鹿毛馬小峠法面改良工事費を追加いたしております。企画費、市民活動推進事業費、市民交流プラザ整備事業費では、消費生活センターの市民交流プラザへの移転、市民交流プラザの利活用向上を図る事業実施に合わせた改修に係る経費を追加いたしております。民生費、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費では、国の交付金を活用し、増改築等を予定している3つの私立保育園等の施設整備費に対する私立保育所整備事業費補助金を追加いたしております。

5ページをお願いします。青少年対策費、その他の青少年対策費、子ども・子育て支援事業費では、平成31年度までの計画期間である、現在の「子ども・子育て支援事業計画」の次期計画の策定に伴う、子ども・子育て支援事業計画策定支援委託料等を追加いたしております。なお、当該委託料につきましては、平成30年度にニーズ調査を実施し、平成31年度に計画策定を実施する予定としております。生活保護総務費、その他の生活保護総務費では、生活保護基準改正に伴う生活保護システム改造委託料を追加いたしております。商工費、商工業振興費、

産学官連携推進事業費では、市民交流プラザにおいて、地域企業と学生や住民の交流や、学生のアイデアによる商品開発やテストマーケティングといったイベント開催・運営に対する大学生地域交流活性化支援事業費補助金を追加いたしております。消費者行政推進費、消費生活センター管理運営事業費では、消費生活センターの市民交流プラザ内への移転に伴う専用電話回線等の移転経費、県補助金の増額に伴う啓発活動に係る経費を追加いたしております。土木費、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費では、法定の定期点検経費、本年度実施の工事に係る経費、平成31年度以降に工事を予定している橋りょうの設計委託料について追加いたしております。道路橋りょう新設改良費、大日寺・吉原町線歩道新設事業費では、小中一貫校飯塚鎮西校開校に伴う通学路である歩道整備に係る工事費を追加しております。下水道費、浸水対策事業費では、浦田第一雨水幹線整備事業に必要な用地購入費について、平成29年度予算に計上しておりましたが、そのうち年度内の契約に到らなかった物件について、契約できる見込みとなりましたので、再度、計上するものです。教育費、文化財保護費、鹿毛馬神籠石保存整備事業費では、国指定史跡である鹿毛馬神籠石区域内に存在する民有地買収にかかる経費を追加いたしております。

6ページをお願いします。繰越明許費の補正につきましては、私立保育所整備事業費補助金について、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。債務負担行為の補正につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定支援委託料について、契約に伴い債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。

7ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明を終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。予算書の10ページ、市民交流プラザ整備事業費226万円、内訳としては各所工事が90万円、器具費が136万円ということですが、この予算計上の事情を伺います。

○まちづくり推進課長補佐

市民交流プラザ整備事業費につきましては、現在、立岩交流センターの中にあります、消費生活センターにつきまして、建てかえ計画があることから、市民交流プラザのほうに移転計画をしておりまして、それに伴います各所の改良工事といたしまして、電気設備工事、また、水道の手洗い場の改修工事、交流プラザ内にありますセミナー室におきます防音設備工事、及び照明設備工事、あわせて、消費生活センターにあります専用回線を利用しております――

――。

失礼いたしました。市民交流プラザ内に消費生活センターから移転に伴いますセミナー室を新たに設けるためのパーテーションによる費用を計上しております。

○川上委員

器具費136万というのは何を購入するんですか。

○まちづくり推進課長補佐

消費生活センター移転に伴いまして、市民交流プラザにありますセミナー室を代替として仕様いたしますので、新たにセミナー室を整備するために、パーテーションによりまして、セミナー室を新たに整備するものでございます。

○川上委員

それは各所工事90万じゃないんですか。器具費136万というのは何か備品を買うんでしょう。違うんですか。

○まちづくり推進課長補佐

新たにセミナー室を設けるために、間仕切りパーテーションを用いまして、セミナー室を設置するためのパーテーションを器具費として購入をして設置するものでございます。

○川上委員

そのパーテーションのことを器具費と呼んでいるということですか。

○まちづくり推進課長補佐

そのとおりでございます。

○川上委員

次に、私立保育所整備補助事業費4億9311万8千円ということについてお尋ねします。今回の事業に至る経過をお尋ねします。

○子育て支援課長

今回、私立保育所、こども園3園を計上しておりますけれども、老朽化している施設の整備を行うものでございます。

○川上委員

経過を聞いたんです。いまのは目的の説明があったんですよ。今回予算計上に至る経過を聞いたわけです。

○子育て支援課長

経過としましては、民営化しました幸袋こども園、こちらは老朽化した施設整備を今園舎が幼稚園部、保育園部に分かれておりますけれども、それを一体化するために、施設整備をするものでございます。横田保育園につきましては、老朽化した施設整備を今現在とは別の土地に整備するために計上しております。つぼみ保育園に至りましては、現在の施設を増築するために、施設整備をするための費用を計上しております。

○川上委員

それは私が目的は何かと聞いたときの答弁ですよ。この園舎が老朽化したので、こういうことですよと。だから、経過ということであれば、一つ一つ聞いてもいいけど、老朽化している認定はどういうにするんですか。

○子育て支援課長

これは各園からの申請によるものでございます。昨年度、県から施設整備に伴いまして、整備調査というのがございました。それに伴いまして、県のほうで施設整備を希望するところは、その際、申請を上げていただくような形をとっています。

○川上委員

それは当初予算には間に合わなかったということですか。

○子育て支援課長

当初予算は、次年度の補助額、これが確定するのが大体1月から3月、その時期に次年度の補助額がことしの1月から3月に補助額が決定いたしましたので、6月補正ということで対応させていただいております。

○川上委員

今後のスケジュール、整備の予定はどういう段取りになりますか。

○子育て支援課長

今後、この3園以外の整備ということでよろしいでしょうか。この3園の整備につきましては、補助整備後、国に対しまして、交付申請を行います。その後、交付決定に基づき、入札ということになりますので、交付決定がおりないと入札行為ができませんので、その後工事というふうになります。工事につきましては、単年度では工事完了が難しいので、2カ年の計画をしております。

○川上委員

そうすると、この3園については措置というか、預かる子どもの人数の変化がありますよね。これはいつからこの人数でいけるわけですか。

○子育て支援課長

予定としましては、32年度当初からを考えております。

○川上委員

ところでこの間ずっと待機児童の解消が大きなテーマだったわけですが、この3園の整備によって保育所待機児童の解消にどういうふうに関与できるのか。どう考えているのかお尋ねします。

○子育て支援課長

こちらの3園を合わせまして、50名の定員が増加しております。年齢別でこれが0歳児から6歳児までに対しまして50名というふうになっておりますので、若干解消できると考えております。

○川上委員

定員が50人ふえるんだけど、幼稚園部が20人減るでしょう。このことの関係でいうと、どうなりますか。関係がないですか。

○子育て支援課長

幸袋の幼稚園部は20名定員が減りますが、こちらは現在、幸袋幼稚園の定員60名はですが、定員いっぱいには達しておりません。また、幼稚園は3歳から5歳児が対象になっております。幼稚園に対しましては、ほかの私立幼稚園に対しても、定員まで達してない状況がありますので、この20名減ることに対する影響はないと考えております。

○川上委員

そうすると、市の判断としては、子どもを預かれる枠が50人ふえるということですね。それで、3歳未満児と3歳以上児について、区分けができますか。

○子育て支援課長

申しわけございません。現在のところ、この50名の内訳についてはまだはっきりしておりませんので、区分けについてはできません。

○川上委員

わかりました。それで今待機児童の問題で年齢層でいえば、未満児、それから0歳児が特に大きな矛盾を生んでいるんだけど、このゼロ歳児対応というのは、50人のうち、どれぐらい対応できそうですか、施設整備上。

○子育て支援課長

正確に何名ということについては、今から把握していきたいと思います。

○川上委員

これで50人の枠ができるでしょうと、定員はこうですよという、それも大事なんだけど、目下の矛盾の集中している年齢層で打開ができるかどうかというのを今後考えていただきたいと思います。それから、このことについては待機児童解消については、私は市立保育所を緊急に市の責任でやる必要があると提案したことがありますね。例えばということで、東横田のスーパーの跡、枝国保育所を仮施設でやっていたそのときなんですけど、その跡なら、直前まで保育所があったわけですから、使えるのではないかとという提案をした折に、執行部からは施設の不足の問題ではなくて、保育士の不足の問題なんですということなのでそういう提案は否定されたんだけど、今も繰り返し提案しているんだけど。その観点から言えば、保育士の確保を50人、年齢によって、ゼロ歳児がふえれば要因が変わるけど、どのくらいの保育士の確保が必要になるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

この50名に対する保育士の数と申しますと、各園によって人数もばらばらですので、そ

の辺についてもはっきり現在お答えすることはちょっと難しい状況です。

○川上委員

さっきから言っているけれど、共産党は緊急打開のために、公立保育所をつくったらどうかと提案しました。場所はある。借りればいいんですから。公立の保育士を募集すれば10倍ぐらい応募があるという実績があるでしょう。そこまでいかない年度もあったけど。だから、公立保育所であれば保育士確保に困らないわけです。そういう提案をしたときに、先ほど言ったような回答がずっとあったんだけど、今の話だと50人定員はふえますよと。だけど、それに必要な保育士の数はわかりませんということなんですね。それぞれのこども園の関係で、整備が進み定員がふえるんだけど、最大の関心時は、保育士確保でしょう。その見通しについて考える際に、1番矛盾の大きなゼロ歳児、あるいは3歳未満児という言い方でもいいと思うんだけど、ここを打開するためには、子どもに対する保育士の配置基準があるわけですから、ゼロ歳児の場合は、施設の最低基準もあるでしょう。そういうことを考えれば、待機児童解消、あるいは将来生まれるかもしれない待機児童の抑制のためにも、保育士の確保の見通しについて、32年度にオープンなんでしょう。大急ぎで考えていく必要があると思うんだけど、本当に考えてないんですか。

○子育て支援課長

保育士の確保につきましては、現在、市のほうで行っております就学資金、あとは緊急支援事業、こちらのほうを活用して、私立保育所に対しましては、保育士の確保に努めてもらっております。

○川上委員

いや、そうなんですよ。そうなんですけど、具体的に例えば、保育士養成をしている期間に50人定員がふえるんですよ。普通に考えたら何人ぐらい、保育士を確保しないとイケないのかわからないですか。

○子育て支援課長

基準で申しますと0歳児が3名だと保育士が1名必要になります。1歳児ですと6名ふえるごとに保育士が1名必要となっております。

○川上委員

ですから、ちょっとくどいですが、今の3つの保育所、あるいはこども園は希望して入れない人たちが現実にあるわけでしょう。その方たちが、それぞれ何人おられるのか、あなた方はわかっているでしょう。子どもたちの年齢もわかっているわけでしょう。だからそこを全部対応しようと考えれば、プラス20、プラス20、プラス10、対応しようと考えれば、せめて今の段階の数字で必要な保育士の数は出てくるんじゃないですか。ただちに。だからそのことを聞いてるわけです。そのことについても、間に合わないでしょう。1年半後だから。急がないと。そのことを指摘したいわけです。それで4億9千万円なんですけど、この3つの保育所に、あるいはこども園にということなんですけど、それぞれの金額をお尋ねします。

○子育て支援課長

横田保育園、定員60名から80名の20名増。これに対しましては、1億4600万円となっております。つぼみ保育園、これは80名から10名、これは増築になります。こちらにつきましては、市補助額としましては、2800万円。幸袋こども園保育部、幼稚園部、これを合計しまして、3億80万円となっております。

○川上委員

次に、子ども・子育て支援事業費、300万4千円の委託先をお尋ねします。

○子育て支援課長

委託先につきましては、これから選考するような形になります。

○川上委員

現在の計画策定を委託した相手はどこですか。

○子育て支援課長

サーベイリサーチ株式会社になっております。

○川上委員

これは300万円くらいの予算なんだけど、経過があるから随意契約というようなことは考えてないですか。

○子育て支援課長

こちらにつきましては、プロポーザル方式で業者選考を行うように考えております。

○川上委員

随意契約を考えたことはないんですか。

○子育て支援課長

随意契約は考えておりません。

○川上委員

現在から次期計画で充実したいと、改善したいと考えているポイントはどんな点でしょうか。

○子育て支援課長

計画の充実と申しますか、今回の計画は、前回の計画は27年度から31年度までの計画となっております。その後の2次計画としまして、2020年から2024年までの5カ年となっております。これにつきましては、国が今、7月にはこの詳細が発表されるというふうに県から連絡がっておりますので、それをもとに検討していきたいと思っております。

○川上委員

この策定に当たって、本市として、全国的なことはもちろんあるあるでしょう。飯塚市としてこういった点を充実したいとか、改善したいとかいうのは今の段階ではまだないですか。

○子育て支援課長

現状では、教育保育の現状把握、1人親家庭の自立支援、人権教育、食育、いじめ、不登校などの施策について、調査計画していきたいと考えております。

○川上委員

わかりました。そこで、現在の計画の進行状況、いまおっしゃったのは課題という考え方でしょうけど、現在の計画の進行にかかわって子育て支援センターを5つ設置するという現行の計画で決めていて、4つで終わりますとか、終わりませんとかいうことで、随分議会でも、質問が集中したんだけど、これは現在どういう方向でいっているんですか。

○子育て支援課長

子育て支援センターにつきましても、ニーズ調査を含めまして検討していきたいと考えております。

○川上委員

今はまだ4つでいっているんですか。

○子育て支援課長

はい、現在4施設で実施しております。

○川上委員

これは、計画は5つで策定してるわけでしょう。だから、5つできない理由は何なんですか。

○子育て支援課長

現在、飯塚地区、筑穂地区、庄内地区、潁田地区、この4支援センターでしております。今検討している楽市、平恒の建設にあわせて、併設できれば、それにあわせて、ニーズ調査でそういったところも調査しまして検討していきたいと考えています。

○川上委員

そうすると、現在の計画の5番目をつくるかどうかは、次期計画に乗せていくという考え方

ですか。

○子育て支援課長

次期計画にも、計画として検討していきたいと考えております。

○川上委員

そうすると27年から31年ということなんですけど、5つと決めた理由があるでしょう。委託を受けた会社が勝手に5つとか6つとか書けるわけがないから、市の方針だったわけですよ。明確に。そしてそのとおりになったんだけど、それができなかった理由は何なのかと、決めた理由、できなかった理由、そこが明確でなければ、次期計画に向かって調査もするという事なんですけど、調査をやって必要だということになったとしても、今言った、前回5つとした理由、5つというか穂波にちゃんとつくるというふうにした理由、それをしなかった理由がなければ、次期計画でも穂波につくりますというふうに言っても、その2つの要因がそのまま残っておれば、つくらないでしょう。この2つをなぜつくるといふことにしておったのか、なぜつくらないのか、つくっていないのかについて、明らかにしておく必要があると思います。

予算書の11ページ、その他の生活保護費の中に、生活保護システム改造委託料があります。改造の内容を伺います。

○生活支援課長

この改造内容ですが、今年度の10月より生活保護基準の見直しが実施されることとなっております。これに伴い、現在使用しております生活保護システムを新基準へ変更する必要が生じることから、この改修にかかる費用を計上させていただいております。また、この基準の見直しでございますが、詳細の公表が3月の上旬、国庫補助の詳細についての発出通知が4月18日になったことですので、これは8月末までに工事完了の必要がございます。それで今回6月の補正に計上させていただいているものでございます。

○川上委員

当初予算で計上した額があるでしょう。これは何をやる予定だったんですか。

○生活支援課長

当初の予算につきましては、年次調査項目、これは生活保護の被保護者調査、毎年行ってる分のその改定と、それに元号が変わりますもので元号の改定が必要になります。その変更についての予算を計上していたものでございます。

○川上委員

それが113万4千円だったんですね。今回は966万6千円ということで、10月からの生活保護基準の切り下げについては、全国的な当事者あるいは関係団体等の要請が続いていて、国としては、現在10月に実施するかどうかについて、再検討しているのではないんですか。そうであれば、この予算を今上げてむだにならないかという心配もしますが、その辺についてはどう見えますか。

○生活支援課長

そのような情報については、国県のほうから届いておりませんので、現在の状況で進めさせていただきたいと考えております。

○川上委員

よく情報を把握して考えていく必要があると思うけど、委託はどのように行うんですか。

○生活支援課長

生活保護業務システムにつきましては、本市の基幹系、内部系システム及びインフラサービスの環境更新について、平成28年1月よりクラウドサービス契約で運用をいたしております。その業者が行政システム九州となっておりますので、今回の変更に関しては行政システム九州がライセンスを所持しております。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、随意契約するものでございます。

○川上委員

その会社は、具体的な仕事は筑穂支所でするんでしょう。

○生活支援課長

筑穂支所にサーバーがあるかと存じております。

○川上委員

そこにあるんですよ。そこで入力作業をするわけでしょう。そこで働く労働者は何人ぐらいですか。

○生活支援課長

申しわけありませんが、そこら辺は把握しておりません。

○川上委員

いやそんなことはないでしょう。委託したんだから。委託実績、委託料との関係で何人の労働者がそこで仕事するかわからないと委託しないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 42

再開 10 : 43

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

見積書によりますと計画策定プロジェクト管理、顧客説明につきましては、数量が5人の1日、それからテスト環境適応検証作業につきましては、12人の1日、連携テストにつきましては、3人の1日、本番環境適応検証作業につきましては5人の1日、稼働立ち会い、引き継ぎ、資料作成については6人の1日というような見積もりになっております。

○川上委員

1日当たり31人ということをおっしゃったんですね。それで、今の何々につき、何々につきというのを聞いておりますと、入力をします。それから入力にミスがないか。実際に動かそうとすると、それで大丈夫かという検証作業をやる人数をずっといってるでしょう。1日当たり5人とか、1日当たり12人という考え方というのはわかりやすいんだけど、この966万6千円にかかるんだけど、派遣労働者を採用して仕事をするでしょう。この作業は。この1日人あたり31人なんだけど、この31人の中に、派遣労働者による部分というのはどれぐらいになりますか。

○生活支援課長

うちのほうにシステム管理でこられてある職員の方は正規職員というふうにお聞きしております。ですので、派遣労働者がどのくらいの割合でこられているかということは、申しわけありませんが把握しておりません。

○川上委員

全員が派遣労働者ではないんですか。

○生活支援課長

うちのほうにこられてるSEは正規職員ということでお聞きしております。

○川上委員

1人はいるというくらいの認識なんですかね。そうすると守秘義務については、行政とはどういう守秘義務の関係になるんですか。

○生活支援課長

今こちらのほうで契約書はまだできておりませんので、まだはっきりしたこと申し上げられませんけど、契約の中で個人情報に関することはしっかりうたい込みたいというふうを考えております。



○川上委員

まだ手元にないというのはどういう意味ですか。今毎日やっているわけですよ。この行政が。当初契約時に守秘義務に関する協定を結んでるでしょう。

○生活支援課長

まだ予算がとおっておりませんのでそういうところまでは、話が進んでないのが実情でございます。

○川上委員

今回のことじゃなくて、既に行政と委託関係に入ってるでしょう。何年もやってきてるんだから。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 46

再開 10 : 47

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

市として、契約している中には当然協定という形で個人情報の協定は結んでおります。

○川上委員

行政はほかの仕事もしていて、生活保護関係の仕事だけを委託してるわけではないので、市が一括して、個人情報保護関係の協定を結んでおるという意味ですか。

○情報政策課長

市の基幹系システムの関係については、情報政策課のほうで契約をしておりますので、そちらの中に個人情報保護については、うたい込んでおります。

○川上委員

いや、その内容を聞いてるわけです。うたい込んでいる内容を。

○情報政策課長

すいません。今ちょっと契約書のほうが手元にございませんので、詳しくちょっとご説明のほうはちょっとできません。

○川上委員

そのぐらいの認識かと思うけど、過去にこの行政との関係で事故はなかったんですか。

○情報政策課長

事故は起こっておりません。

○川上委員

さっき派遣労働者の比重がどれくらいかと聞いてよくわからないということであったんだけど、その派遣労働者の守秘義務は、どのように課せられてるんですか。

○情報政策課長

飯塚市として委託業者と契約をしておりますして、委託業者が個別に雇ってらっしゃる方がいるかどうかというのを把握しておりませんが、あるとすればそちらのほうで契約してるのではないかと考えられます。

○川上委員

派遣労働者を行政が採用してるんでしょう。きょう来る。あした来るかわからない。そういう雇用形態なんですよ。労働者と行政のあいだで自分が委託した業者とのあいだで、どういう守秘義務に関して守秘義務がその労働者に課せられているかわからないというのを今答弁されたんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 50

再開 11 : 00

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

どうも失礼いたしました。契約書の中に個人情報取り扱い特記事項ということで、明記させてもらってます。その中に秘密の保持、収集の制限等を明記させていただいております。派遣社員の方につきましては、飯塚市としては受注者である委託業者のほうとこういう形で契約をいたしておりますので、あとは、委託業者と派遣の職員がいるということであれば、そちらのほうで、個人情報については当然、厳密に取り扱いのほうを指導しているというふうに私どもとしては認識をしております。

○川上委員

そうすると飯塚市が委託した行政が他社から派遣された労働者に関して、個人情報保護に関して指揮をしていると思っているということですか。請負業者が他社から派遣された労働者に個人情報保護について指揮をしているわけですか。

○情報政策課長

確認はしていませんが、私どもとしてはそういうふうに認識をしております。

○川上委員

わからないということを今答弁したんですよ。行政は市からすれば第三者の別会社に再委託をすることができるんですか。

○情報政策課長

こちらの個人情報取り扱い特記事項の中に再委託の禁止をうたっております。ただし、受注者は発注者の承諾により第三者に個人情報取扱業務を再委託をする場合には、発注者が受注者に対して、求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとするというふうに規定をしております。

○川上委員

この生活保護業務のシステム改造については、再委託をしてないでしょう。

○生活支援課長

生活支援と契約としましては、現在まで行政システムと契約をしております。

○川上委員

今の情報の答弁では、例外規定があって、状況があれば再委託も可能だという答弁ですから、生活保護の場合は再委託はしてないでしょうねと聞いたわけですよ。でも、特別な場合があればできるという契約なってるんでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 04

再開 11 : 05

委員会を再開いたします。今資料等を取りに行ってますので、ほかの質疑を先に進めさせていただきます。

○川上委員

次は、大学生地域交流活性化支援事業費 1380万が当初予算になく、今回皆増で入ってきてるわけですが、その辺の事情、経過をお尋ねします。

○産学振興課長

この補助金につきましては、市内中心部の学生や、住民が訪れやすい場を拠点として、地域の企業などが交流できるイベントや学生のアイデアを生かした商品開発、テストマーケティングなどを通じて地域の活性化を図ろうとする近畿大学の教員などが中心となって、つなぐカフェい

いづかとして、活動を行っております。この活動を行っているつなぐカフェ運営委員会に対して補助を行うものとして予算計上いたしておりますが、このカフェの活動につきましては、昨年の10月から設置が行われまして、さまざまな活動が行われてきておるところでございます。そして、その設置の場につきまして、アイタウンの2階にあります市民交流プラザを活用して事業を行おうというところで予定をしておりました。この地域交流センターにつきましては、消費生活センターの移転等の整備計画もあわせてありましたので、その整備計画とあわせて進んでおったものでございます。この整備計画につきまして、若干当初予算に間に合わなかったものでして、それに合わせて補正予算で合わせて計上いたしましたものでございます。

○川上委員

間に合わなかった理由は、今ではちょっとわかりにくいんですけど、間に合わなかったのを聞きたいと思います。

○産学振興課長

カフェ事業の場を交流センターといたしておりましたので、その部分の整備計画の調整に時間を要したため当初予算に間に合わなかったものでございます。

○川上委員

間に合いそうな気がしますけどね。それで1380万円の補助金を交付する団体の責任者はどなたですか。

○産学振興課長

つなぐカフェ運営委員会につきましては、先ほどご説明したところですが、近畿大学の教員あるいは、企業経営者や起業家団体、市内の大学などが参画しております。今準備会からこの運営委員会に移行しているところでございますので、この代表者については、まだ最終決定をしておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:11

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○産学振興課長

現在まで、主導的にこの事業進めてこられました、つなぐカフェ運営委員会の近畿大学の教員の方が代表としてなられる予定になっております。

○川上委員

1380万円は、一括でそこに渡すわけですか。

○産学振興課長

この補助金につきましては、交付要綱を定める予定といたしております。この交付要綱に沿って、事業計画書、収支計画書等を提出していただくように考えております。この事業計画書、収支計画書によって支出の方法については一括なのか、あるいは一部前倒しするのか、事業の内容によって判断したいというふうに考えております。

○川上委員

その場合でも、一括化か事業実施ごとに渡すのかはあったとしても、渡す相手は同一の人物なるわけですか。その人物の名前をさっきから聞いているわけです。

○産学振興課長

人物といいますか、補助の団体がつなぐカフェ飯塚運営委員会というところに交付いたします。その代表になる方が近畿大学の教員の方を予定しております。

○川上委員

そうしたらその団体は、存在してるんですか、今。

○産学振興課長

会則等、今準備委員会から運営委員会に切りかえを組織の切りかえを行っておりまして、会則、規約等を定めまして、運営委員会を設置しているところでございます。

○川上委員

一括か分割かわからないけど1380万という税金を投入しようとしておる団体なんだけど、それは今、何か移行中ということなんで、正式に発足してないということなんでですね。いつ正式発足するんですか。

○産学振興課長

この補正予算を議決いただきまして、先ほど申しました交付要綱を作成しまして、来月の中旬ぐらいあたりまでには明確に規則等を、この運営委員会が立ち上がる予定をしております。

○川上委員

今の段階ではその団体がやろうとしている事業については、市としても共同してやりたいぐらいのことなんだけど、団体が補助金1380万円を受け取るにふさわしい団体であるかどうか今までわからないということになりますか。

○産学振興課長

基本的には今まで準備会でも活動してきた方が運営委員会にも加入されると、委員になれるということで想定しておりますし、今からの事業計画も現在までの事業計画に沿ったものとして、つくられるということで想定しておりますので、そういうところを、また明確になりましたら確認いたしまして、補助金の執行等を行っていきたいと考えております。

○川上委員

これまで、九州工業大学だとか、大学祭実行委員会だとか、いろいろ工夫して相手もがんばったし、市もがんばったという経過が、それはあると思います。今回のことについても、ここに書いてあることで言えば概ね、市民の共感を得るものではないかと思うんだけど、お金は用意しますというのが今回の予算計上ですけど、渡そうと思っている相手がまだ正式に発足していない。責任者がだれかわからない。規約も今からつくりますということなので、その予算執行に当たっては、市民がだれが見てもこれは当たり前だと、この団体なら任せて大丈夫というようなものにならなければ、執行ができないだろうというふうに思いますので、これは指摘をしておきたいと思います。

次に、予算書12ページ、大日寺・吉原町線歩道新設事業費674万9千円ということですが、この事業の入札から工事、それから完工に至る子どもたちが安心してとおれるようになるまでのスケジュールをお尋ねします。

○土木建設課長

大日寺・吉原町線歩道新設事業につきましては、平成29年度に実施設計を行っております。その区間といたしましては、既に整備をしております鎮西小中一貫校に接続されました、大人田川原2号線の交差点から東側、市街地側のほうからイトーピア花瀬の入り口までの区間になります。延長320メートル区間をまず整備を図るものでございます。今年度は用地取得を行いまして、31年度に舗装工事を予定しております。320メートル区間につきましては、来年度中の完成を目指しているところでございます。

○川上委員

来年中ですか。来年度中、どちらですかね。

○土木建設課長

31年度末の予定でございます。

○川上委員

あと1年半かかるということなんですけど、イトーピアの前までとめて、それは32年からは、比較的安全に行けるよということになるんでしょうけど、それから先のほうは、学校に

近い方については何メートルあって、そこはどう考えているのか、お尋ねしていいですか。

○土木建設課長

現在の計画は、整備しております大人田川原2号線の東側でございますが、西側につきましては、県道までの交差点まで190メートルございます。その部分につきましては、あくまで予定ですけども、31年度に実施設計を考えておりまして、その後用地取得、工事に進んでまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

まずイトーピアまでのことについて言うと、整備しては例えば、穴ぼこをなくすだとか、そういうことはあるでしょうけど、子どもが車道に出るとというのが1番危険だと思うんですけど、ガードレール、あるいはパイプの柵を置いたりするようになりますか。

○土木建設課長

今予定といたしましては、横断防止柵を車道側にはみ出さないような形で計画を立てております。

○川上委員

反対側というか、歩道のこっちが車道とすればこちら側は水路ですよ。水路への転落防止のパイプも壊れているでしょう、各所で。それも両方とも転落防止柵を用意しますか。

○土木建設課長

車道と反対部分には、主に田んぼといたしますか、田になると思いますけども、それとの段差がある部分につきましては、転落防止柵を考えております。

○川上委員

そちらのほうは、今転落防止柵はあるんですよ。あるけど壊れてるわけです。危険な状態で放置されてるところもあるわけです。それも直すわけですかね。

○土木建設課長

今老朽化してる部分につきましても、基本的に歩道の幅が広がりますので、その部分はすべて撤去して広がった幅で更新させていただく予定としております。

○川上委員

そこで、これは片峯市長にということになるかもしれませんが、それまでの間、危険だからこういう措置をとってるわけでしょう。予算計上して。それまで市は危険だと認識しているのに、引き続き1年半、ここに多くの子どもたちが短い時間体に集中的にとおすわけです。雨も降れば傘を差す、こういう状況です。子どもだけがとおるわけではありません。自転車もとおります。ここの安全確保を市がどう考えるかというのは大きなテーマです。これは指摘をしておきたいと思います。同時に、花瀬交差点の潤野のほうから来る、県道ですね、そして、左折する大型車がくるわけですよ。この大型車は、歩道を踏んでいくわけですよ。だから歩道は傷んでます。そういったところもあわせて、この工事のできるのかどうかわからないけど、鎮西小中一貫で青パトを回して、補導されてる方からも指摘がありますので、それをお伝えしておきたいと、改善を求めておきたいと思います。そこで、190メートルのほうですよ。31年に実施設計、それから用地買収となると、また何年もかかるでしょう。これにかかるお金は1千万円ぐらいじゃないんですか。ここの190メートルの整備にかかる、用地買収を含めてどうでしょう。2千万でもいいんですよ。これを飯塚市の今の財政力、財政規模からいって、そんなに時間をかけないといけないことなのかどうかをよく考えてももらいたいと思うんですよ。そもそも一括してやればよかったわけですよ。3カ年実施計画とか、何とかとかなると、この程度でとかなったのかもしれんけど、それより子どもの命と安全じゃないですか。それから言えば、ぜひ、緊急に措置をして、予算上の措置もして、今言われた31年実施計画というようなものは速やかに前倒しで取り組んでしかるべきだというふうに思います。この際ですから申し上げますけれども、小中一貫の向こう側というか、潤野側の斎場付近のTの字か

ら学校に入ってくる、あそこで、あわやという事故がありましたね。市長、ご存じでしょう。知らなかった。残念です。3年生の子が朝、送ってもらったんですよ。恐らくは、私が目撃したわけじゃないけども、目撃した方に聞けば、こちらが学校側、学校前の道路、ここで降りて、車を小学校3年生の子がおりて、車の後ろから渡ろうとしたんです。学校側に。そのときに、こちらから徐行して気をつけてきてくれていたと思うんだけど、この車にフロントにぶつかったんです。救急車を呼ばれて、そして、その日に聞いた範囲では、すり傷でMRIにかけて大丈夫でしたということなんだけど、念のためにその日は下校していますけど。なぜこの車が徐行していたかということ、ここは朝夕送り迎えで子どもが横断するからなんです。それでその車は、運転手さんは知っておられたので、フロントにぶつかって、それぐらいでというのは、運転手さんも相当気をつけておったと思います。それで、ここは、もし前から出ておったら後方からカーブですから、見えにくいんですよ。こちらも非常に危険です。というような状況があるんだけど、これは幸袋小中一貫、それから穂波東小中一貫でも送り迎え問題では、相当な危険な状況が発生してもう長いわけですよ。それで、小中一貫をつくるときに、もともとそれぞれの学校で送り迎えはあったし、それによる問題も生じておったんだけど、それが大規模化によって、子どもを送りたい迎えにいきたい、施錠のこともありますから、なお送り迎えしたいということで、距離だけではなくてね。送り迎えしたいと。そう思う人が大規模化ですから、多くなると。1カ所にそういうのを集中するわけですから、私も相当、ここにカーブミラーが必要だとか、学校の防火扉が重いからここは指をはさまない、こうしたほうがいいよとかいろいろ言ってきたけど、送り迎えの集中化、広がりによる、これは私もどうしたものかと思えます。それでぜひこの際、市長として、事故のことをなぜ市長に知らせないんでしょうね。状況も把握していただいて、予算にかかわることと同時に、今の送り迎えの問題についても、市として、教育委員会任せではなくて市として調査もし、適正な安全対策をとってもらうように要望しておきたいと思えます。

それから、次は12ページ、浦田第一雨水幹線整備事業費ですけども、この事業の目的というか、事業の内容について伺います。

○土木建設課長

浦田第一雨水幹線整備事業の目的でございますけども、こちらのほうは、浸水対策事業なりまして、浦田地区が頻繁に浸水の常襲一帯にあるというふうなことから、この椎の木川上流に当たります浦田第一雨水幹線について、水路の拡幅を行うものでございます。

○委員長

それでは先ほど保留にしていた、生活保護のシステムの件を。

○情報政策課長

失礼いたしました。今回の件は再委託のほうは行っております。先ほどちょっと申し上げました条文に従って再委託を行っております、受注者が再委託を行っている事業者との契約の中に秘密の保持についてはうたっているということでございます。

○川上委員

再委託先をお尋ねします。

○情報政策課長

株式会社アイネスになります。

○川上委員

その会社はどのような会社かわかっていますか。

○情報政策課長

アイネスにつきましては、福祉関係のシステムの業務を行っている会社でございます。

○川上委員

それではわからんでしょう。本社はどこにあって資本金が幾らで社長の名前ぐらいわかりま

すか。

○情報政策課長

すいません。今調べておりません。

○川上委員

さっき、行政との契約はどうなりましたかね。最初から再委託は飯塚市が知らないうちにやってよいということになってなかったでしょう。今回、再委託は飯塚市が承知して再委託をしますよね。だれが承知したんですか。

○情報政策課長

飯塚市のほうが再委託を認めております。

○川上委員

飯塚市の担当はどこになるんですか。飯塚市といったら最高責任者は片峯市長になるけど、だれが認めたんですか。何でもかんでも市長というわけにはいかないでしょう。どういう決裁になっているんですか。市長の決裁なんですかそれは、最高決裁権者はだれですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 35

再開 11 : 40

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

何度もすいません。株式会社アイネスのほうからは、取引の基本契約書の写しのほうをいただいております、こちらをもって、私どものが承認したという形にしております。決裁につきましてはその当時とってなかったということですので、その分については、所属のほうで承認したという形にしております。

○川上委員

その再委託を受けた会社が担当課に私が再委託を受けましたという通告をしたということですかね、今のは。担当課はどこになるんですか。

○情報政策課長

担当課のほうは情報政策課になります。そちらの申し出をしてきたのは行政システム九州という形になっております。

○川上委員

情報政策課に請負業者である行政がアイネスに再委託をするよという、それは伺いですか。通告なんですか。

○情報政策課長

情報政策課のほうで承諾をいたしております。

○川上委員

情報政策課で承諾しているとおっしゃいましたね。ということは、行政は協議を諮ったということになるわけですか。契約に基づく行為を行政はきちんとしたと。市は担当課が、承諾したというわけ。行政は契約を履行する立場の行為をしたのかなということをいま聞いてるんですけど。

○情報政策課長

先ほど申し上げました、個人情報取り扱い特記事項に基づきまして、行政システム九州から提出をいただきました書類に承諾をいたしております。情報政策課のほうで承諾いたしております。

○川上委員

再委託を承諾したと。幾つか聞きたいんだけど、その承諾した日はいつか。それから行政が

アイネスに再委託を、契約を結んだ日はいつか。要するに、事前に飯塚市に相談があったのか、事後に相談があったのかを聞きたいわけです。日付はわかりますか。

○情報政策課長

市に対する相談の時期ですが手元に資料ございませんので、いつ行ったかは今のところ不明でございます。契約を結んだ日は、平成27年8月1日になっております。

○川上委員

情報政策課が承諾したのは27年8月1日より前ですか、あとですか。

○委員長

資料がないとやろ。

○情報政策課長

資料がございませんで、いつ行ったかというのは、不明でございます。

○川上委員

いつか聞いてないでしょう。だから、27年8月1日からアイネスが、あなた方が知って再委託させておったのか。知らないで、再委託をさせておったのかを聞いてるだけですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 46

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

まず先ほどお答えできておりませんでしたアイネスにつきまして、まずご説明を、会社の概要について、ホームページをもとに説明をさせていただきたいと思っております。まず本社につきましては、東京都千代田区3番町26番地、設立につきましては昭和39年7月28日、資本金につきましては150億円、社員数につきましては、1680名です。主な事業といたしましては、情報処理通信サービス事業、ソフトウェア開発サービス事業、システム提供サービス事業を行っております。他の自治体でも実績等がございます、あげますと千葉県の松戸市など他の自治体でもシステムの導入の実績がございます。また、飯塚市との契約の実績もございまして、合併時から平成23年12月までアイネスの福祉システムを以前、使用しておりました。この再委託先での個人情報の取り扱いにつきましては、まず飯塚市の仕事をしていただいている行政システム九州の社員の方は全て正社員というふうに確認をいたしました。また、アイネスに対しましては、行政システム九州から個人情報の取り扱いについて、教育、指導を行っているということでございますので、情報漏えい等の心配はないものと思っております。

○川上委員

それについての質問があるんだけど、このアイネスは平成でいうと27年8月1日からもう仕事しておったということなんだけれども、それを飯塚市が知ったのはいつかということ先ほどお尋ねして、休憩に入ったと思うんですね。飯塚市が知らないうちにアイネスという会社が仕事しておったのかどうなのかというのは、今度の予算にかかわる重大なことだと思うんですね。それをお尋ねしているんですけど。答弁できませんか。

○委員長

課長、簡略に、知っていたのか、後か先かの話を今聞かれているわけだから、質問者は、それに対して答えてください。

○情報政策課長

再委託をする平成27年8月1日以前に、飯塚市としては、こちらのアイネスのシステムを導入するという形で、事前に、内部での意思決定をしております。

○川上委員



今のだと、アイネスのシステムを行政が使うということは知っていたということなんですね。そのことと、アイネスが再委託を受けて仕事を知っていたということと、知っていたというか再委託しますよという協議が行政からあったということとは別の話ですよ。契約に基づけば、特別な場合に限って再委託をすることができて、その場合は市と協議が必要ということになっているわけですから、その行為があったかどうかと、それがいつあったかが問われるわけですよ。

○情報政策課長

当然、契約を行政システムとアイネスがするという事以前に、当然飯塚市としても、事前に承諾をしているということで、時期につきましてはすいませんが記録が残っておりませんので、申しわけないんですが、事前に承諾をしておるという形になっております。

○川上委員

今のはおかしいでしょう。明白に行政と飯塚市の契約の中に再委託の場合についてこうですよとなっているわけですから、その協議の記録が残っていない。あり得ないでしょう。しかも、それが課長のところで止まっておったというのもあり得ないですね。それは通常、そういうものは課長のところで、課長が最高決裁権者ですか。さっき聞いたけど。部長とか副市長とか、市長とかいるんだけど、契約行為ですよ。課長決裁で終わりですか、それは。いつのことかも記録がないんですか。

○情報政策課長

今回の再委託の契約につきましては、行政システム九州とアイネスの間で取り交わされておりますので、そちらの承諾をするというのが、情報政策課のほうで承諾を事前にしたということでございます。

○川上委員

質問にどうして答えてくれないんですか。いつのことなのか、記録はないのか、紛失したの。なぜ課長のところで止まっておるわけですか、3年以上も。ちょっと答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:05

再開 13:08

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

行政システム九州のほうからの口頭での申し出により、飯塚市として、情報政策課のほうで口頭で了承をいたしているところでございます。記録につきましては、口頭で了承しておりますので残っておりません。

○川上委員

総務部があるので、そちらに聞くのかな。この契約書の履行について、飯塚市の事務処理規程は、今のようなことでよろしいんですか。

○委員長

契約課に聞きたいの、川上委員。事務処理規程は部長でわかる。

○総務部長

この再委託の関係の承諾を市がするという行為に関してということでの決裁ということだというふうに理解いたしますけれども、改めてその部分について、決裁上でどこまで決裁をするというような規定ということまでは至っていないというふうに理解しております。ただ、これにつきましては当然、そういった申し出を受けたところが、当然そういう決裁等をとってすべきことであったというふうには理解しておりますので、そこができていなかったことについては、非常に申しわけなく思っております。

○川上委員

規程がないと言われましたね。契約で基本的に再委託は禁止してるわけでしょう。特別な場合に限りということになってるわけですよ。禁止があるのに特別の例ですよということでしょう。それに、課長に口頭で言えばそれで済むということに、今飯塚市はなっているということですね。ほかにもそういう例がありますか。

○総務部長

他をすべて調べたわけではございませんので、他に例があるかどうかということについては、ちょっとここではお答えいたしかねます。

○川上委員

本市の行政システムについては、こちらへ変わるときに3億円かかりますということで、随契でいきましたよね、3億円。どうやって3億円というふうに決めたんですかと言ったら、相手側会社と話し合っただけで決めたというのが、あなた方の答弁でしたでしょう。どこで話し合ったんですか、記録はないんですかと言ったら、ありませんと言いましたね。行政と市が話し合っただけで、3億円もの事業を随契で決めた。そして、そういう重大な契約を結んだ相手が再委託をする。自分の150倍も大きい資本金の相手に再委託するわけですよ。それで今のようなことというのはあり得ないですよ。これは基本的に、行政の契約違反行為ではないかと、私は思うんですけど、そう思いませんか。

○総務部長

先ほど、規定の中で再委託について承認を得た場合についてはこれを認めるというような趣旨の部分を見せていただきましたけれども、それに基づいて提出されたものであるということについては間違いがないと思っております。ただ、その取り扱いの仕方として担当部署の取り扱いの仕方としては、きちっとした決裁なり、そういうものをとっておくべきであったということで、そこについては反省をいたしているところでございます。

○川上委員

だから私は、相手は契約違反行為をしたと。本市の場合は行政手続に瑕疵があったと。両方に問題があるということが、今浮き彫りになりつつあると思うんですよ。そこで、あなた方、話を聞いたんだから、行政がなぜ再委託するに至ったのか、再委託の理由を聞いたでしょう。どの規模で飯塚市から受けた業務の全てをアイネスに100%丸投げしたのか、半分だけをしたのか、そのところも聞いたでしょう。理由も聞いたでしょう。それを答弁してください。

○情報政策課長

行政システム九州とアイネスにつきましては、行政システム九州は福祉システム関係をアイネスのほうに再委託をしているということで、全てを委託しているわけではございません。福祉システムの再委託になっております。

○川上委員

ちょっと分け入るけど、今、生活保護のシステム改造について、質問しているんですよ。これを、いつの間にか向こうが仕事していたというわけなんだけど、それは生活保護関係システムの全部をアイネスに渡しておいたのか、その部分なのか聞いているだろうと聞いているんですよ。そのほかのことは関係ないんですよ。生活保護のことについてはどうなんですか。

○情報政策課長

私が福祉システムと申し上げましたのは、生活保護のシステムも含んだところでございますので、生活保護のシステムは全て再委託にはなっております。

○川上委員

生活保護の業務は全てアイネスに行政が渡したということなんですよ。飯塚市は幾らで行政に生活保護の関係の委託をしました。再委託は幾らかけています。そういうふうな話は聞いて

いますか。

○情報政策課長

まず、飯塚市と行政システム九州の生活支援システムの委託金額ですが、全ての福祉システムのみではなく、住民基本台帳とかそういういろいろなシステムを全部含んだところでの契約をしておりますので、その内訳については、明確には出ておりません。また、行政システム九州とアイネスの契約につきましては、私どものほうでは、その委託金額が幾らというのはお聞きしておりません。

○川上委員

言ったかどうかということと聞いたかどうか。それから、ここで答えられるように、要するに議会に聞かれたときに答えられるように記録を残しておくものだと思います。それで、そのときにお聞きになったかどうかわかりませんが、行政は元に戻りますよ、なぜアイネスに再委託をすると言ったんですか。理由は。

○情報政策課長

こちらのアイネスの福祉システムのほうに再委託をするというふうに決めましたのは、アイネスと行政システムが契約をしているということでございます。

○川上委員

そうしたら飯塚市は、行政とこの業務の契約を結ぶんだけど、最初から行政はアイネスのシステムを使うということを知っていましたよね。知らなかったですか。知っているでしょう。そういう場合はアイネスが再委託を受けないとこの仕事はできないというふうに思っていたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 19

再開 13 : 21

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

なぜアイネスのシステムを入れたのかということだと思いますが、ちょうどリプレースの時期に、もともと飯塚市に入っていました行政システム九州のシステム、アクロシティの福祉というものがございまして、そちらにつきましてはサポートが切れるということで、その分を新しくリプレースできないということで、ほかにいいシステムはないかということで、実績もあるアイネスのウェブリングスというシステムを導入した経緯でございます。

○川上委員

だから、その会社のソフトを使えば、その会社が一番仕事ができるのかというのが、本当のことかどうかわかりませんが、その段階でアイネスの開発したソフトを使うのが有効と考えるならば、考え方としては、行政に随契するのではなくて、アイネスに随契するかという考え方はあったのではないかと思うけど、そういう選択肢は検討しましたか。

○委員長

そういう選択肢をしなかったから、しているわけやろ。

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 23

再開 13 : 24

委員会を再開いたします。

○情報政策課長

その当時、私のほうは情報政策課のほうに当時は情報推進課ですが、在籍しておりませんでしたので、経緯につきましては、詳しくはちょっと存じ上げておりません。

○川上委員

市長、これだけのことを随契で上げようとしているわけでしょう。そうしたら随契理由がいないじゃないですか。この会社との契約関係、どうなっているか調べて、記録がないということに気がつくでしょう。飯塚市は、担当の者が密室で行政と話し合っ、先ほど、くどいけど、こちらに来るときに3億円の随契を決めましたと。なぜですかと、安いからですと。言っはばからなかったよね。そういった経過を考えると記録がないというのは意図的ではないんですか。そして、前か後かもわからないと。いつのことか記録がないと。課長のところで止まっておりましたと。当時の課長は誰なんですか。課長が退職していたら何もわからないでいいんですか。部長は何をしていたんですかね。部長、知っていたでしょう。そのときに。再委託をしておっったというのは、口頭か何かで聞いたでしょう。その部長は、副市長に報告しなかつたわけ。副市長にも報告しなかつたんですか。これは、本来保有すべき文書を作成しなかつた。あるいは処分した。こういった疑いすら出てきますよね。それで、アイネスは今再委託で仕事しているというんだけど、ここで働いている労働者は、労働者がおるわけでしょう。1日31人、それで、この労働者は、派遣労働者ではないんですか。

○情報政策課長

行政システム九州の職員につきましては、先ほど申し上げましたように全て正社員ですが、アイネスの職員に対しては、派遣職員が入っているかどうかの確認はとれておりません。

○川上委員

だから、行政が委託したときも、同じところから派遣を受けている。再委託の形をとったと言ったね。形をとったんだけど、それでも同じところから派遣を受けている。これは現実じゃないんですか。確認していますか。

○情報政策課長

確認しておりません。

○川上委員

そこで市長、副市長でもいいんですけど、こういう状況の中で、随意契約でしかも行政に飯塚市が、自分たちの行政の瑕疵も振り返らずに、行政に対する随契を前提にした予算計上というのは、今回、一旦取り下げたらどうですか。少し落ちついて考えたらどうですか。答弁を求めます。

○副市長

先ほど生活支援課長が答弁いたしましたように、生活保護基準の見直しに伴うシステム改定でございますので、予算についてはもちろん取り下げるということは無理でありますし、10月に向けてシステム改修はしていかななくてはいけないと考えております。ただ、先ほど来答弁しておりますように、いろんなことで不手際もございましたので、行政と随契するのか、アイネスと随契するのか、それも含めて、契約に関しては再度検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○川上委員

私は随契そのものを問うているわけです。安易な随意契約をずっと続けてきているのではないのかと。一旦、そのソフトを使うと、そこにIT関係の仕事を頼んでしまうと、ずっとそこに支配されていく。そこに特別扱いの仕組みができていって、その会社が特別扱いしている会社は、また市が特別扱いをしなければならない。最後、質問しますけど、アイネスから再委託はあっていないんですか。

○委員長

そこであまり考えるから、不信感を抱かれるわけよ。再委託があっているかないかは、さっと答えるべきやろう。

○情報政策課長

飯塚市のほうに届出があっておりませんので、再々委託はないものと考えております。

○川上委員

これだけ相手が契約不履行、契約を踏みにじる行為をしている。これだけ市が行政手続上の失敗をしているわけですから、何が起きているか、わからないでしょう。その流れの中で、もともと福祉を切り捨てるための事業ではあるんだけど、個人情報がこのレベルで取り扱いされているという、この深刻さを受けとめないといけないんですよ。このことを指摘して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

議案第56号に反対の立場から討論を行います。国の福祉切り下げ路線に沿う事業において、無断で再委託するなど、過去に契約違反行為があり、また、何の反省もない会社に対して、行政上の手続で失敗した飯塚市が重ねて随意契約をすることを前提にした生活保護システム改造委託料など、不透明で合理性に欠け、無責任な予算計上があるために賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の51ページをお願いします。議案第63号 飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。58ページから71ページまで、新旧対照表をつけております。

主な改正内容について、議案概要に沿って説明させていただきます。まず、法人市民税関係ですが、国内に本店もしくは主な事業所を持つ法人の外国にある子会社に関連して控除対象となるものについて、今までは法人税額から控除しておりましたが、今回の改正により、控除しきれなかった額を法人市民税の法人税割からも控除できることとなりました。

また、法人税の確定申告書の提出期限延長が認められている法人について、減額更正後に増額となる更正があった場合の法人市民税の延滞金の算定の期間について規定しております。

次に、固定資産税関係ですが、自治体独自で課税標準の特例割合を定める「わがまち特例」により特例率を定めるものです。

今回の改正により、再生可能エネルギーを利用した発電設備に対しては、その規模により異なった特例率を用いるようになります。

また、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、条文中「平成27年度から平成29年度まで」となっているところを「平成30年度から平成32年度まで」と改正するほか、土地

の負担調整措置については、現行の仕組みを3年延長しております。新築住宅の家屋の固定資産税軽減についてですが、その軽減の期間について、構造や認定の有無により異なりますが、短いものは3年度分、最長のもので7年度分を、2分の1に軽減する特例措置を2年延長しております。

以上、飯塚市税条例の一部改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

法人市民税の申告納付について、一定の規定の適用を受ける場合という説明ですがけれども、これについてももう少し説明をお願いします。

○税務課長

法人税については、外国子会社を利用した租税回避を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を、日本の親会社の所得とみなして合算課税する制度である外国子会社合算税制が導入されております。それに伴い、法人市民税についても、法人税から、控除しきれなかった部分について、法人市民税からも控除できる仕組みが取り入れられることとなりました。

○川上委員

海外に子会社を持つ会社がきちんと申告すれば、控除を考えますよと、有利ですよという趣旨ですか。

○税務課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

わかりました。それから、法人市民税、同じく、延滞金の基礎となる期間を規定ということについて、もう少しお願いします。

○税務課長

法人税については確定申告の提出期限の延長を認められた法人について、その延長期間により利子税で納めることとなっております。その利子税に対応する法人市民税の延滞金の算定期間を利子税の取り扱いに合わせるものとなっております。

○川上委員

これは、その法人にとっては有利になるわけですか。有利というのはおかしいけど、税を少なく納めることができるようになるわけですか。

○税務課長

不利になることはないということで、延滞金の期間が短ければ金額は減っていきますので、有利にはなってくるかと思えます。

○川上委員

わがまち特例にかかわる具体的な対象等について、説明をしていただいていたいいですか。

○税務課長

今回のわがまち特例の改正によりまして、割合の変更が生じている施設ですがけれども、幾つかあります。その中では、津波、防災の関係の指定避難施設、また、電気事業者による再生可能エネルギーに関する発電設備、その他、もともとわがまち特例でありました雨水貯留施設、汚水処理施設等となっております。

○川上委員

議案書の56ページに附則があって、固定資産税に関する経過措置と、第3条があります。この57ページに5項があるんですけども、特定再生可能エネルギー、発電設備に関して課する固定資産税ということがありますがけれども、この間、これに該当した対象数、それから、

それによる減額措置の状況の推移はどうなっているか、答弁を求めます。

○税務課長

太陽光発電に関して、特例は21年度から創設されております。その後、24年、28年、30年と3回の改正がっております。現在適用されているのは平成24年度の改正になりまして、その分は、買い取り制度の認定を受けて取得された発電設備となっております。こちらについては、取得年度が、現在適用されているのが平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得された設備になっておりまして、こちらのほう、現在30年度の税額の減免でいきますと、総額3500万円減額しております。

○川上委員

その3500万円の対象件数はいくつですか。

○税務課長

設備数につきましては167ございますけれども、この167というのが、申告によってひとつひとつ設備を分けているところと、まとめて一団として上げているところがございますので、実際に何個の施設があるというのではございません。

○川上委員

167のうち、いわゆるメガソーラーと認定できるものは幾つありますか。

○税務課長

償却資産の申告については、今申し上げましたように設備全体で申告する事業所と、ひとつひとつの装置で申告されるところがございます。申告書の中には設置してある場所の記載がございますので、一団としてあるのか、ばらけてあるのかが把握できておりませんので、メガソーラーであるかどうかという判断は税務課のほうではできかねます。

○川上委員

30年度が金額で3500万円ということでしたけど、31年度の見通しはわかりますか。

○税務課長

31年度が24年の税制改正におけるものの最後の年となります。そちらは一応15の設備がございます、減額分は170万円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 専決処分の承認（飯塚市条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の3ページをお願いします。

「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

この改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものです。16ページ以降に、新旧対照表をつけております。多岐にわたる改正内容となっておりますの

で、一部となりますが、主な内容について、説明させていただきます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案概要に沿って説明いたします。まず、市民税関係についての改正でございます。3つ目のポツのところですが、給与や年金の所得控除について、平成33年度課税分から一律10万円減額されることとなり、基礎控除は10万円増額し43万円となります。この振替えにより、給与所得や年金所得がある方の市民税額に影響はありません。それに関連し、市民税非課税となる所得限度額が10万円増額となっております。また、現行では所得金額に関わらず基礎控除が適用されておりますが、今回の改正により、平成33年度課税分から前年の合計所得金額が2500万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用ができません。2400万円超2450万円以下の納税義務者については、基礎控除の額が29万円、2450万円超2500万円以下の納税義務者については基礎控除の額が15万円となります。

次に、たばこ税関係でございますが、平成30年10月1日から平成33年10月1日までに段階的に、国・県・市を合わせ、たばこ1本当たり3円の引上げとなります。市たばこ税については、現行1千本当たり5262円のところ、平成33年10月からは6552円となり、現行と比較しますと1290円の増額となります。また、加熱式たばこの課税方法について、現行の重量1グラムをもって紙巻たばこ1本としていたものから、平成30年10月1日から5段階で、重量と価格を本数に換算したものへ見直しとなっております。

固定資産税関係でございますが、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性革命集中投資期間中における臨時、特例の措置として、中小事業者等が新規取得する一定の償却資産に対し、市が独自に課税標準の特例を創設するものです。国が示す特例の範囲は2分の1からゼロまでとなっております。本市におきましては、中小事業者が策定し、本市が認定した先端設備等導入計画の設備について、3年間固定資産税をゼロとすることといたしました。国の補助金の優遇措置に加え、税制面からの支援により、中小企業者の設備投資を促し、地域経済の活性化につなげていきたいと考え、ゼロとしております。

以上、飯塚市税条例の一部改正について、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

条例改正案中、紙巻たばこ税の引き上げなんですけども、その目的をお尋ねします。

○税務課長

飯塚市もそうでございますけれども、全国的にたばこの利用が、たばこ税が減収になっております。そちら、財源の確保の観点から税額が引き上げられるものです。

○川上委員

たばこの値段を上げることによって喫煙を抑制し、健康増進を図るという目的はないという答弁ですか。

○税務課長

厚生労働省によりますと、たばこを値上げすることで喫煙開始の防止や禁煙率の増加にもつながり、国民の健康や社会的損失の減少にも効果が期待できるということになっております。

○川上委員

国は2つの目的というふうに言っているんだけど、飯塚市は1つの目的しかあまり考えていないということがわかりましたけど、1本当たり3円の値上げなんです。この3円というのは何を根拠に出した数字ですか。

○税務課長

なぜ3円なのかというところなんですけれども、たばこの税率は国が定めるものでありまして、国と地方は対一になるという仕組みになっております。国が定めている税率でございますの



で、そこがなぜ3円になったかはわかりかねます。

○川上委員

困りましたね。国の法律をここで審議しているわけではなくて、条例を審議しているわけですから、国が決めたことだから市はわかりませんという答弁で大丈夫ですか。市長、どう思われます。

○行政経営部長

たばこの税率については、国のとおり真似ているとかそういうことではなくて、法定で決められた、このたばこそのものは国税、県税、市税と税率がそれぞれ定められておりますので、そういった形で、国に準じた形で市のほうで条例で規定をさせていただくものでございますのでご理解いただきたいと思います。

○川上委員

国がものすごい借金をして1秒ごとに幾らという利子がかさんでいくと。その中で高齢者がふえただの言って、社会保障費は削ります。抑制していきます。軍事費はびっくりするぐらいふやしていつているわけですね。そういった中で財源不足ですと、とれるところからとっていこうというような感じかもしれないけれども、3円というのには理由があるでしょう。飯塚市はそれが全然わからないままこの条例案を出そうとしているわけですね。誰か答弁する人いないんでしょう。誰かいますか。

○行政経営部長

今、言われますように、国が消費税を今度増税というか上げようとしております。その中で軽減税率を適用すると。それに充てたいというのが1つ、国のほうでは考えていらっしゃるようです。それとこの軽減税率で1兆円ぐらい減額になるということでは言われています。この増税では2千億円から3千億円の間ぐらいが増税になるということで、それでもまだ埋まらないということで、そういう目的で上げられているというふうに承知しているところでございます。

○川上委員

そのとおりですね。それで、来年の参議院選挙で現政権が勝利するということになると、このまま消費税が上げられる。軽減税率がついてくる。それを埋めるために、取れるところから取っていこうというのがついてくる。取れるところから取られる人たちというのは、基本的に庶民ですよ。次に、これを3年かけて段階的に行おうという理由はわかりますか。

○税務課長

こちらの3年かけての引き上げについてですけれども、消費者、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響に配慮して3段階に分けて引き上げするものでございます。

○川上委員

私はそう思いませんね。やっぱり来年の参議院選挙対策でしょう。すぐ来るかもしれない総選挙対策じゃないんですか。そういう政策的な思惑でこういうことが行われているのではないかと私は思います。それから、加熱式たばこの課税方式の見直しについて説明がありました。加熱式たばこの、あれは何というんですか、カートリッジというのかホルダーというのか、そういうのにもいろいろ方式にもよるとは思うんですけど、例えばということで、こういうものは幾らから幾ら税金がふえるというふうに言っていたらわかりやすいかと思えます。そういうふうに説明ができますか。

○税務課長

加熱式たばこは、現在、3社から発売されているかと思えます。1番価格の、税額が少ないもので言いますと紙巻たばこの14%、現在14%ほどの税額になっております。1番税額が高いものと78%の税額となっておりまして、実際に小売価格からいいますと、小売価格が460円の加熱式たばこについては112円程度の税額となっております。160円の、また別の1番税額が低い分については、34円の税額となっております。

○川上委員

加熱式についてはタールもないしニコチンも調整しやすいということで愛煙家が移行していくというのがありますけど、カートリッジ20個入っているんですかね。1回で20回くらい吸おうという方もあるようです。ですから、全体としてかなり割安というか、ビールに対する発泡酒、第3のビールみたいな感じでしょうか。酒税と同じようにここからも税金をふやして、もらっていいこうというそういうことのようにですけど。そこで、今回の紙巻たばこの引き上げ、それから加熱式の引き上げによって、市の税収、どういう影響がありそうですか。

○税務課長

たばこの本数は年々減少しております、今回、30年4月1日の本数から試算してみましたところ、一応2億円を超えるくらいが、試算的には出るんですけども、健康志向、健康意識の高まりや、税率が変わることで禁煙される方も出てくると思います。また、たばこを吸える喫煙場所も減少しておりますので、本数が3年、4年後にはそこまでいっていないと思われると思います。最終的には2億円はいかない金額の増収を見込んでおります。

○川上委員

大体、市たばこ税は12億円から下りざかっていると思いますけど、これはやはり12億円、場合によって13億円に引き上がっていくような話になっていくと思うんですけど、先ほど言った全国的な国の考え方の中で、飯塚市民がこれ以上、嗜好品に、最も身近な嗜好品ですよ。たばこを吸う場所も気を付けている。そういったところに2億円年間で課税をふやしていくと。これは、含んでいるわけですから、払うとか払わないとかはないわけでしょう。吸えば取られるわけですから。そういうやり方の課税をするべきではないのではないかと思うけど、国の言っていることだから仕方がないという考え方ですか。

○税務課長

たばこに関しましては、たばこ1箱が幾らという金額で、飯塚市だけではなくいろいろな所で決まっているかと思えます。飯塚市だけがその税率を下げるというのは、現実不可能であると考えております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案57号に反対の立場で討論します。今回、条例改正の中には、なるほどと思うものも確かにあります。しかしながら、質疑の中でも申し上げましたけども、庶民の懐に新たに打撃を与えるたばこ税の引き上げについては同意できませんので、条例改正案全体についても賛成できません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。川上委員から、庁舎整備について、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。川上委員に具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

私が所管事務調査したいと考えるテーマは、本庁舎整備であります。そのうち、特に今回は駐車場整備について調査をしたいと思います。その内容は主に2点、1点は、第3駐車場有料化を実施したところであり、第2点は、本庁舎正門前の駐車場整備についてであります。飯塚市議会では、所管の事務については、できるだけ一般質問でいきなり扱わないで、常任委員会で、慎重によく調査をし、その上で一般質問をするというルールを合意しています。議会のルールに基づいて、この所管事務調査を願い出ておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、庁舎整備について、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議あり )

○古本委員

駐車場の所管事務の調査と言われていますが、具体的にどういうことの内容のものをされるのか。わかりやすく説明をしていただきたい。特に駐車場はですよ、まだ全部を完成するには、まだ先の時間が要すると思います。というのは利用の仕方、利用数、まだ工事中でありますので、実態は、どのぐらい利用されているとか、収益がどのぐらいとか、まだわからない状況であります。完成した後にもちょっとやり方を変えるとか、そういう部分なら賛同できますが、私は、今の時点でする必要ないと、こういうように思います。

○委員長

異議がありますので、再度お諮りいたします。本委員会として、庁舎整備について、所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

( 発言する者あり )

いえ、発言は控えてください。次に進みます。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「柔軟な働き方の試行について」、報告を求めます。

○人事課長

「柔軟な働き方の試行について」、ご報告いたします。

職員が、朝、早めに出勤し、夕方早めに帰ることでワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の抑制のため、試行として、いわゆる朝型勤務を平成27年度から実施して参りましたが、昨年度からは夕方以降に予定される業務にも対応できるよう、繰下げ勤務を追加して柔軟な働き方として取り組んでまいりました結果、時間外勤務が減少するなど、一定の効果が見られましたので、実施後のアンケート結果などを通じ、いくつかの点を見直したうえで、本年度も引き続き柔軟な働き方として試行いたしますので、ご報告いたします。

それでは提出いたしております資料をご覧願います。まず、昨年との変更点につきまして、表をご覧くださいますと、1番、実施期間につきましては、昨年は8月1日から10月31日までの3か月間でしたが、実施後のアンケート調査などによりますと、「もっと長い期間、実施してほしい」という意見などがございましたので、これを本年度は7月1日から10月31日までの4か月間といたしまして、参加の機会を増やすことで、さらに、多くの職員の体験から効果を測ろうとするものです。

その次、2番目の勤務時間の拡大でございますが、昨年はそれまでの、朝30分または1時間繰り上げる、2つのパターンに加え、10時15分から19時までという遅出のパターンを設けましたが、今回はさらに、夜間の相談窓口などに対応させるために、表の右側、4つめといたしまして11時15分から20時までのパターンを設定いたしました。

最後に、資料の下の方になりますが、3番と4番、対象とする所属と職員につきましては、昨年と同様に、通常の勤務時間が8時30分から17時15分までとしている全所属を対象といたします。

なお、職員はもとより、来庁者の皆様にも十分にこの取り組みをご理解いただくために、広く広報の充実にも努めたいと考えております。

以上、簡単ですが、柔軟な働き方の試行についての報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年度飯塚市職員採用試験について」、報告を求めます。

#### ○人事課長

それでは引き続きまして、「平成30年度飯塚市職員採用試験について」、ご報告申し上げます。本年度の職員採用試験につきましては、本年7月22日に近畿大学九州短期大学または飯塚市役所本庁舎において、第1次試験を実施することといたしまして、去る5月17日に公告したのち、5月21日から6月21日まで、申し込みの受け付けを行いましたので、その概要につきましてご報告いたします。今回の採用予定者数につきましては、職員採用試験委員会におきまして、退職が見込まれる職員数などから、職種毎に必要な採用予定者数を決定したものでございます。

それでは、提出しております資料をご覧いただきたいと思います。試験区分と、その採用予定者数及び申込の状況につきまして、まず行政事務でございますが、表の上から上級17名程度、県外居住者を対象としたUIJターン枠6名程度、それから昨年度、新しい試みといたしまして、実施いたしました県内居住者を対象とした民間企業等職務経験者を8名程度とし、行政事務全体で31名程度の募集に対しまして、合計549名の応募がございました。

次に土木職でございますが、表の上から上級2名程度、民間企業等職務経験者を1名程度とし、土木職全体で3名程度の募集に対しまして、合計45名の応募がございました。

最後に保育士でございますが、上から、従前からの試験区分でございました、中級7名程度に加えまして、今年度は、潜在保育士の新たな掘り起こし策といたしまして、県外にお住いの保育士及び幼稚園教諭の資格をお持ちの方々を対象に、UIJターン枠として1名程度を募集いたしまして、保育士全体で8名程度の募集に対しまして、合計43名の応募がございました。全試験区分を合わせ、42名程度の採用予定者数に対しまして、合計で637名の応募となっております。

最後に、今後の予定でございますが、8月上旬に第1次試験の合格発表を行った後、8月18、19日に第2次試験を、また、最終の第3次試験を9月15、16日に実施した後、最終合格者の発表を10月上旬頃に予定しているところでございます。

以上簡単でございますが、平成30年度職員採用試験の実施状況についての報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、報告を求めます。  
○都市施設整備推進室主幹

「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、ご説明いたします。

資料をお願いします。2020東京パラリンピック事前キャンプ誘致につきましては、南アフリカ共和国の車いすテニス競技が昨年6月、水泳競技が今年に入って本市で事前キャンプを行うことが内定し、これまで同国オリンピック委員会と基本合意書の締結に向けて協議を行ってまいりました。このたび、同国オリンピック委員会と基本合意書の内容について合意に至り、7月3日から6日にかけてオリンピック委員会会長が来飯され、調印式を執り行う運びとなりました。

調印式は、7月5日、16時30分から、レセプションは、同じく7月5日、17時30分から、のがみプレジデントホテルで開催いたします。

以上、簡単ではございますが、2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○財産活用課長

土地明渡等請求事件の経過について、ご報告いたします。

本件訴訟については、4月10日に14回目、5月18日に15回目となる弁論準備が行われました。14回目の弁論準備では、4月2日付けで被告側（嘉飯山砂利建設（株））から提出された準備書面に対して、原告側（飯塚市）の認否及び求釈明に対して回答するように確認されました。

被告側から提出された準備書面では、「第1、占有開始の時期、第2、コンクリート舗装等が有益費であることについて、第3、本件土地の今後の利活用方針についての求釈明」等の認否及び回答を提出するように求められているものです。

原告側から提出した準備書面の中では、「第1、占有開始の時期については、被告側が平成27年4月13日以降、順次占有を開始し、土地を明け渡したのは、平成29年2月28日である。第2、有益費であることについては、当初の土地賃貸借契約に関する必要費及び有益費について契約相手先である被告側の負担と記載されていて、コンクリート舗装路は、その大部分が当初の契約のために設置されたものであって、被告側の負担とされるものである。第3、求釈明については、土地の利活用と本件とは何も関係ないのでその必要を認めない。」等の回答を提出しております。

また、15回目の弁論準備では、被告側から原告側が提出した準備書面に対して「特定の釈明をすることはしない。」との発言がありましたので、今後は、人証申請すなわち証人による申請をいつまでに、だれをするかとのことで弁論準備が進んでいきました。

被告側からの人証申請については、今後の土地利用目的の件があるので、現在の財産活用課長をと考えているとの発言がありましたが、正式な決定には至っておりません。人証申請書及び陳述書の提出については、7月10日までとなっております。

なお、被告側の嘉飯山砂利建設（株）が破産手続開始申立の準備に入ったとの件が6月7日付けの新聞報道にありました。次回の弁論準備につきましては、7月17日に行われることになっていましたが、このような事情により、今後の裁判の日程等に影響が出てくるのが考えられます。つきましては、不透明な部分がありますので、具

体的なことがわかりしだい、当委員会にてご報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

弁論準備の協議が、この2年2カ月の間に15回あっているということですね。それで第1回公判が始まらないのはなぜですか。

○財産活用課長

弁論準備の中において、原告、被告ともにそれぞれの主張なり、その主張に対する認否等がずっと確認が続いておりました。その中で公判まで至ってないというのが現状でございました。

○川上委員

この中では、電話で協議を行ったものがあると思いますが、何回電話でやっていますか。

○財産活用課長

私がこの裁判に携わりまして、ただいま2年目に入っておるわけでございますが、その間、電話以外直接相手方の代理人がこられたのが今回15回目が初めてでございますが、それ以外、ほとんど電話での弁論準備になっておりました。

○川上委員

確認しますけど弁論準備が15回行われたけど、1回目から4月10日の14回まですべて電話のやりとりと、15回目が5月18日に行われて代理人が初めて来た、裁判所に。そういうことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 17

再開 14 : 19

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

大変申しわけありません。手元の記録等を確認いたしまして、第1回目は、これは公判が行われております。この裁判、訴えの提起の一回目の開廷です。その後、弁護士の方が1度お見えになって実際に電話ではなく、直接相対して、そこで弁論準備が行われたという記憶がございます。私が現在のこの裁判の担任をしだしては、前回の15回目が初めてですので、今まで3回、実際相手方との対峙した形での裁判が行われたという記録でございます。

○川上委員

2年たつんだけど弁護士に変更ありませんか。今はどなたですか。

○財産活用課長

相手方の担当は平野弁護士で変更はございません。

○川上委員

この裁判は私からすれば、異常さを感じるんです。異常さを感じる第1が、この準備が異様に長い。原告側ですからね、市は。ずるずると、弁論準備弁論準備で、第2回目で結審というようなのでは、市民の財産を侵された、それを取り戻す民事裁判としてはですね、余りに情けない。不透明ですよ。このことについては裁判所には何か言っているんでしょうか。

○財産活用課長

裁判の時期が委員ご指摘のとおり非常に長期に及んでおったわけではございますが、裁判所のほうに対してうちのほうから、例えば、早めの結審等についての要望等については具体的に行っておりません。

○川上委員

それは裁判長も交代するでしょう。今の裁判長は最初からの裁判長ですかね。

○財産活用課長

現在の裁判長は、この裁判においては3人目の裁判長になられております。

○川上委員

そうしたら、裁判長が交代したらまた1から勉強しないといけないんでしょう。裁判長は、わからないで来るんですから。そうしたらこの裁判は見通しが立たないですよ。二審もあるんでしょう。高等裁判所というのものもあるじゃないですか。最高裁判所というのものもあるじゃないですか。どうするんですか、原告側としては。この遅々たる裁判の進め方については、じっと裁判所にもものを言わないで、早く進めてくださいよということもなくこのまま行くんですか。裁判所が言われるとおりの。どう考えていますか。

○財産活用課長

先ほどご説明させていただきましたが、今回の15回目の弁論準備におきまして、今まで準備書面においてお互いの認否が重なってきたわけでもございましたけれども、今回、うちのほうから出した準備書面に対しては、被告代理人のほうからもう特段今回、私ども原告側の準備書面に対して、特定の釈明することはないというふうな意見が出されまして、次に認証申請、いわゆる証人等の確認をするというふうな話があったので、委員ご指摘のように今まで非常になかなかスピードが遅かった裁判であったんですけども、今後の流れが変わってくるのかなというふうな感じは持っておりました。一応今のところはそのような状況でございます。

○川上委員

この裁判は、一つの意義としては、市民の財産を不法に占拠されてるわけですから追い出して、取り戻すという重要な裁判なんですよね。同時にもう一つは、この裁判は経過をたどれば、明星寺の産廃処理にかかわる裁判、車両制限令違反の裁判を闘った相手ですよ。その流れの中で、2015年の寒いとき以来、行き先を市が探してあげ、そして中途半端な約束をし、そして、その実行のために都市建設部長が市有地貸し付けの申込書を持って庁内をあっちに行ったり、こっちに行ったりしてですよ、そして契約書まで自分が握って回るわけですから、相手側のいわば営業部長のような行為をして、行ったわけでしょう。そして相手側が当然ながら営業ができると確信を持って、秋には開業するというので、動力まで確保して九州電力に特別扱いしてもらったじゃないですか。それをあなた方はまた特別扱いしていくんだけど、九州電力まで巻き込むような、事業準備を万端に整えていくわけですよ。だからここで株式会社としての利益をきちんと確保できると相手は思い込んでるわけですよ。飯塚市は不法占拠されているのに、わかったと、不法占拠したところどこまでしたいのかと、協議をしようじゃないかと、不法占拠したいところまで市が追加貸し付けしますよというのを、あなた方は今の顧問弁護士と相談して決めましたね。なぜそれを追加貸し付けの契約変更できなかったのかということ、相手側が拒否したからでしょう。いや不法占拠してないと、もともと貸すといったじゃないかと。営業行為はだめというのはどういうことなのか。資材を置くという行為は営業行為じゃないかと。最初から営業行為を認めているんじゃないかというふうに言われたでしょう。いや違いますと、動力をもって砂ふるい機だとかいって、有価物を形成する行為が営業行為ですと。相手に反論する余地を与えて、いよいよ10月の中旬になると、新規事業所をつくりましたので、砂を取りにきてくださいと売りますというのが各社にばらまかれて、あなた方は驚いていくと。相手側にしてみればあなた方が適当なことを言って、しかも元都市建設部長が、代理行為をしたわけですから、自分のやっている道に間違いがないと思いついた節がありますよ。ですから、今度の裁判は、先ほど言ったように、第1は市民の財産を取り戻すという裁判なんですけど、もう一つは一体何があったのかを公開の場で、市民の目が届くところで、明確にしていくと。だれにどのような責任があるのか明らかにしていくということが、実は16年の秋ごろには裁判は始まっていたわけですから、公開の場に持ち込まれれば、そのことが全部わかるような段階

に来ったわけですよ。2016年の12月の段階です。このときに、かけマージャン事件が相手方から暴露されることになって、引き続き裁判は、公開のもとではなくて、密室で市民の目から隠れたところで行われ続けるということになっていったんじゃないんですか。だから飯塚市が、公開の場での審議を求めない。密室で相手側と話し合いをつけて、いきなり結審ということを考えているのではないかと。だから、かけマージャン事件で、前市長、副市長が辞職し、そして新しい市長、副市長が登場したのであれば、この裁判については絶対勝たなければならぬということと同時に、公開のオープンな場で裁判を闘って、相手側の不正義とそれからみずからの飯塚市の不正義、暗やみについてもメスを入れる覚悟を持ってしかるべきだと思うんです。だからこのようなずるずるとしたあり方は認められない。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、私は今、相当世情を騒がしている財務省理財局長が国有財産が侵された際にどう対応するべきかということを知っているというのを紹介したでしょう。まず、不法占拠を確認する。そしてその犯罪性を確認した上で、刑事告発と言っている。刑事告発するんですよ。そして、その上で侵奪罪ですからね。その上で取り戻す作業として明け渡しの民事裁判を争っていくんだと。その過程で、その土地が取り返しがつかないくらい原状回復できないくらいに形状が変わっていきこうとするときには、仮処分申請で闘っていくと紹介したでしょう。それをあなた方は、どういう理由でか刑事告発をしない。まずは民事だとか逆なんです。そして民事をやっていく中で、すべてやみの中に積み込んだままの状態ですよ。原状だけが復旧できないくらいまで侵されていく。大体、コンクリート構造物について、それをつくったならしょうがないと。いずれあとで使うかもしれないと言ったのは、嘉飯山じゃないでしょう。あと付けでしょうがないよねと言ったのは飯塚市じゃないですか。飯塚市は相手には言っていないですよ。相手には言っていないけど、内部協議の中では、嘉飯山がこうするのは勝手につくったけど、仕方がないよねと、仮置き場にダンプが入っていくのに入っているでしょう。8カ月分ぐらいに撤退するわけだから。そのあと市の何かがあるときに入ってくるときに、コンクリートによる道路の敷設というのは、有効じゃないかと、内部で協議したでしょう。だから今の姿というのは、嘉飯山被告と飯塚市原告側が市民の目から隠れた場所で、お互いの不正義をかばい合うような裁判と見られても仕方がない状況にあると思います。刑事告訴をしなかった理由、今なお決意しない理由について、お尋ねします。

#### ○財産活用課長

現在、ラウンドテーブル方式で弁論準備が行われておるわけですが、これにつきましては、裁判所の判断でございまして、今委員ご指摘のように、我々は公開できないような場を望んでいるわけではございません。それから刑事告訴につきましては、私もこの裁判を担当させていただいたあとに、弁護士等とも相談もさせていただく中ではあったんですけども、不動産侵奪罪になる認められる事案の取り扱いについてなんですが、そもそもの貸付地は除くと規定されているというふうな規定もございまして、ただ委員ご指摘のように不法占拠されている部分があったのは、これは事実でございまして、そういった面を含めて、代理人とも協議をしていく中で、刑事告発にはそぐわないのではないかと、民事裁判で現在提起しているので、その訴訟の中で争っていくということで判断に至っているところでございます。

#### ○川上委員

刑事告発をしていけば、今のような事態に立ち至ってないでしょう。もう解決してますよ、土地の明け渡しについては。もう民事で争う体力は残らないでしょう。弁護士もお金をもらわなくてはやらないんですよ。この弁護士はどこからお金をもらうんですか。破産する会社からどうやってもらうんですか。和解ですか。飯塚市がお金を出す、あり得ないでしょう。だから、まずは刑事で闘っていれば、今のような事態になってないんですよ。そしてもう一つは、嘉飯山の不正義はもう少し鮮明になりますよ。しかし、それと同じかそれ以上のぐら飯塚市の不正義は明らかになったんじゃないですか。この間に2015年から契約後直ちに不法占拠が始



まっていくなけど、2016年によやく裁判が、民事ですけどなっていく。この2017年、18年、19年に飯塚市政をめぐる不透明な出来事が山ほど起こったでしょう。私に言わせれば。さっきの行政、それからアイネスも大変驚きました。中継を見てる方も驚いたと思います。それから、これと重なるような時期に、もう一つ起こったのが、療育振興プロジェクトとの交渉じゃないですか。麻生グループの第三者がそこに何の資格かわからないけど、交渉に来ておったという事実。それをだれかわからないけど――

○委員長

川上委員をお願いします。土地明渡請求事件の経過についての報告に対しての質疑をされるのであればいいですけど、ほかの件を例えて出すようなことは控えていただければと思います。

○川上委員

だから、心張り棒がこのような姿になってくると、私もいいのではないか、うちもいいのではないかということで、このメルトダウン、市政の中心棒をしてきたんじゃないんですか。だから、経過説明があったけど、この2年余りの経過を振り返ってみると、このことが、現状はもう出ていってますけど、この裁判がだらだらと先ほど言った意義を抑えることなく、行われることが、ほかの市政の運営についても重大な影響を与えてくるじゃないですか。飯塚市役所の正門前駐車場の工事だって分割する必要はないのに分割して、それを理由に路盤工事で瑕疵が起これば、表層工事をだれが責任をとるかわからないので――

○委員長

川上委員、再度注意をしますけど、土地明渡請求事件の経過についての報告に対しての質疑は許しますけど、ほかの件については、ほかのときに質疑をされてください。

○川上委員

それは、8月のときにでもやりますよ。このように、くどいけどこの問題で早く決着つけないと、ほかの分野で職員の規律が乱れて、それは上から規律が乱れるのか、職員から見られるのかわからない。だから裁判所がいうとおりだから仕方がないとかじゃなくて、裁判所に飯塚市はきちんとした市政運営をやりたいので、意義が大きいから、この裁判を前に急いで進めてくれというふうに言う考えはありませんか、市長、答弁を求めます。

○副市長

顧問弁護士とは、十分に裁判早く進めてくださいというお願いを毎回させていただいております。それで顧問弁護士も裁判所のほうには伝えているということは聞いております。我々は長びかせるつもりはございませんので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○川上委員

だから、くどいけど公開の場でやり合ってくださいよ。公開の場で。そうしたら、嘉飯山側だって言いたいことを言うでしょう。もうだいぶん言ってるんだから。聞こうじゃないですか。嘉飯山側の言い分があるでしょう。当時の都市建設部長との関係でこういうことがあったというふうに言いたいでしょう。それを聞いたほうがいいんじゃないですか。あなた方は。その中から記憶を引き出す必要があるでしょう。だから、秘密にどンドンやれと言ってるんじゃないですよ。公開でいきましょうと言ってるわけです。公開でぐいぐいやろうと。相手側の言い分をよく聞きましょうよ。飯塚市は飯塚市の言い分があるでしょう。私はずっと飯塚市の言い分を聞かされてますけど、嘉飯山側の言い分をよく読んでますよ。これは市民がやっぱり知るところにならなければ、また同じようなことは幾らでも起こるんじゃないですか。以上。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。